

# 今治市犬猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

平成 17 年 1 月 16 日

要綱第 60 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の趣旨に基づき、犬又は猫を所有し、又は飼養している者（以下「所有者等」という。）に対して、犬又は猫の不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）に要する費用の一部を補助することにより、犬及び猫が不必要に繁殖することを防止し、市民生活の安全に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象者は、次に掲げる要件を備えた所有者等（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 本市に住所を有する者

(2) 次に掲げる犬又は猫を所有し、又は飼養している者

ア 犬 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づき登録され、かつ、補助金交付申請日以前の 1 年間に狂犬病予防注射済票の交付を受けているもの

イ 猫 現に所有し、又は飼養しているもの

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で手術に要する費用の一部を補助するものとする。

2 手術に係る補助は、1 世帯につき 1 年度犬猫いずれか 1 頭（匹）とする。

(手術を実施する動物病院)

第 4 条 補助金の交付の対象となる手術を実施する動物病院は、愛媛県内又は広島県内において開業している動物病院に限るものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、1 件につき 2,000 円とする。ただし、手術料金が補助金額に満たない場合は、その額とする。

(補助金の申請及び申請の期間)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犬猫不妊去勢手術補助金交付申請書（別記様式第 1 号）及び犬猫不妊去勢手術費補助金請求書（別記様式第 2 号）に、犬又は猫の不妊去勢手術費用の領収書又は診療費明細書（領収日、申請者氏名、手術内容及び診療施設名が記載された物）写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、前項の書面に記載すべき事項を市長に送信することによって、同項の書面の提出に代えることができる。

3 第1項の規定による申請は、不妊去勢手術を実施した日から30日以内に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金を申請者に交付し、不適当であると認めるときは、犬猫不妊去勢手術費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市犬猫不妊去勢手術費補助金交付要綱又は波方町犬の避妊(去勢)手術料補助要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年今治市要綱)

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

附 則(平成18年今治市要綱)

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第4条の規定は、同日以後に行う手術から適用する。

附 則(平成26年3月27日今治市要綱)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月14日今治市要綱)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の第5条の規定は、同日以後に申請する補助金について適用する。

附 則(令和3年3月31日今治市要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行し、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行し、同日以後の申請に係るものについて適用する。